

令和元年度第1回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時	令和元年(2019年)7月3日 午後3時00分から午後4時30分まで
開催場所	碧水ホール 2階 会議室
出席委員	真山達志委員 西村泰雄委員 福井世津子委員 松田勝征委員 渡邊満栄委員 古谷兼一委員 植西禮之輔委員 木村泰男委員 西田喜代子委員 鵜飼章尾委員 【10名出席】
甲賀市	正木副市長
事務局	市民環境部 岡根部長 立岡次長 人権推進課 秀熊参事 岡崎課長補佐 立花主査
会議次第	1. あいさつ 2. 委員・事務局職員の紹介 3. 報告事項 (1) 甲賀市人権に関する総合計画の進行管理について 4. その他 (1) 入管法改正と多文化共生社会の実現に向けて 5. 閉会
会議資料	会議資料1 会議資料2 参考資料1 参考資料2 参考資料3 参考資料4 入管法改正と多文化共生社会の実現に向けて 甲賀市人権に関する総合計画(冊子)
会議内容	開会 甲賀市市民憲章唱和 1. あいさつ 副市長 あいさつ 2. 委員・事務局職員の紹介 委員自己紹介 事務局自己紹介 3. 報告事項【参考資料3、4】 事務局：今年度第1回目の審議会となるため、改めて条例及び規則に基づく審

議会の位置づけについて説明。

審議会の公開について説明。(傍聴人定員5名。会議録の市ホームページ公開等。)

審議会規則第6条3項の規定により、進行は真山達志会長。

会 長：あいさつ

(1) 甲賀市人権に関する総合計画の進行管理について

事務局：資料の説明。

【参考資料1】

関係各課の分野別に見た各取組の評価一覧表。

【参考資料2】

参考資料1を基に分野別に点数化し集計したもの。

【会議資料1】

甲賀市人権に関する総合計画の概要をまとめたもの。

【会議資料2】

関係各課の分野別の主な取り組み状況を「成果」と「課題」を用いて分析したもの。

事務局：分野ごとに特徴的な事業を説明。

《委員意見等》

会 長：質問や意見はありますか。

委 員：会議資料2において、「障がいのある人の居場所づくり、地域交流・その活動の拠点として業務委託を行った」とあるが、どこに業務委託されているのか。

事務局：社会福祉協議会に業務委託している。障がいのある子どもの居場所づくりについては、長期の休み（夏休み・冬休み等）に開催。大人を対象とした活動については、主に週末実施している。

委 員：社会福祉協議会の実施しているサロン等の業務支援が来年にかけて減額すると聞いているがどうか。お金が出ないので事業をしないということもあるのか。

事務局：来年度の予算はこれから調整を行う。現時点で減額するような具体的な話は聞いていない。

むしろ充実する必要がある事業だと思うので、配慮していく。

委 員：今年も減額されたため、事業ができないと聞いている。

事務局：社会福祉協議会が全体の補助金の中で事業の配分を考えるため詳細は分からない。

市としては、障がい者の施策を縮小しようという思いはない。

委員：女性の人権にある「イクボス」とは何か。

事務局：職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを「イクボス」という。

委員：「イクボス」「コミタク」「コンプライアンス」など、行政では通じる言葉かもしれないが高齢者等は理解できない。庁内で分かる用語であっても世間では通用しないと思う。分からない言葉を使うこと自体が人権侵害ではないか。

事務局：場所や相手等を考えて配慮していく。

会長：世間一般にカタカナを使うことが増え、場合によってはさらに省略して言うこともあり大変分かりにくくなっている。「イクボス」のような用語が出てきた場合は、初めに注釈を付けるようにするといいい。

委員：人権教育啓発事業で「同和問題」と「インターネットによる人権侵害」で啓発をしたとあるが、同日に実施しているのか。また他のテーマでも実施しているのか。

事務局：人権教育連続セミナーや市人権教育研究大会、人権教育連続セミナー等でそれぞれのテーマの啓発を市内14箇所で実施し、9月の同和問題啓発強調月間にはチラシと併せて啓発物品を配布した。同日に他のテーマについても併せて啓発をしている。

委員：人権といえばたくさん事業があるが、ここではほとんど行政の取り組みがあげられている。人推協など行政以外の団体の取り組みは出てこないのか。

人権は行政だけでなく住民が主体的に取り組まないと進んでいかないと思う。この結果では施策以外の部分が見えてこないように思う。

事務局：参考資料1については、行政の担当課による分析をしている。人推協や同促などの取り組みについては、人権教育啓発事業や人権文化醸成事業の中に含めて評価している。細かい点については明記していないので、今後の課題とする。

事務局：人権施策は行政主体より民間や団体が主体となるほうがより効果が得られると思うが、この審議会では市の施策を評価することになっているためこのような結果となっている。

しかし、行政以外の取り組みも大切なことなので、今後報告する際には、把握できる範囲で民間団体の事業も加えていきたい。

委員：参考資料1を見ていると事業の実施や設置、委託をただでA評価となっている。事業を実施することだけで終わりではなく、その後どうなったのか。という評価をするべきではないか。

事務局：各所管課で評価をしているが、次回からはもう少し分析して資料を出さ

せていただく。

会 長：2点の指摘については、どの進行管理の評価でもつきまとう問題点。

この計画に関わらず、最近では民間の取り組みに比重が高まっている。しかし進行管理の評価については、行政だけを見てどうだったのかとなる。

次回から追加の資料で工夫することで、行政と民間の役割分担や連携協力部分が見えてくると思う。

もう1点の指摘については、今は計画の進行管理のため、計画でやると言ったことがちゃんとできているかというチェックの段階。委員の指摘のとおり、その事業がどういった意義や効果があったのかを見直すことはとても大切なことなので、ある段階がきたらそのような評価をする必要はある。

この場合は、人権に関する総合計画全体の評価となり、その結果により見直しや充実を図る必要がある。

4. その他

(1) 入管法改正と多文化共生社会の実現に向けて

・入管法改正の概要と市における外国人の状況等について
政策推進課 高市係長より説明

・介護職員支援事業について
長寿福祉課 谷課長より説明

《委員意見等》

委 員：かわせみ教室は通学期間が3ヶ月ということだが、初期指導で3ヶ月で日本語を習得することは難しいと考える。アフタフォロー等、実態はどうなっているのか。

担当者：本来の在籍校に戻り、母語支援員等によるフォローを受ける。全体の授業で難しい場合は取り出しの授業も行う。3ヶ月後の延長はない。

委 員：実態の話を知っていると、市内は日系ブラジル人が多く、子どもの日本語レベルはゼロに等しい。取り出しや母語支援はあるがフォローが寂しいところもある。日本語が分からなければ授業についていけないので、初期指導のかわせみ教室の期間をもっと増やしてほしい。

入管法の関係もあり、定住志向も強い日系の方以外の方も定住志向がある。今後益々大変になることが予想される。

事務局：かわせみ教室は、外国人の方が多いため伴谷地域で始めたが、通いにくいという声もある。来年度くらいから場所や期間も含めて検討していく。

閉会

・西村副会長 あいさつ